

調書(決定)

事件の表示 平成 21 年(行ヒ)第 473 号

決定日 平成 23 年 2 月 1 日

裁判所 最高裁判所第三小法廷

当事者等 別紙当事者目録記載のとおり

原判決の表示 東京高等裁判所平成 21 年(行コ)第 192 号(平成 21 年 9 月 16 日判決)

裁判官全員一致の意見で, 次のとおり決定。

第 1 主文

本件を上告審として受理する。

第 2 理由

本件申立ての理由によれば, 本件は, 民訴法 318 条 1 項の事件に当たる。

平成 23 年 2 月 1 日

最高裁判所第三小法廷

申立人	国
処分行政庁	中央労働委員会
同補助参加人	全日本建設交運一般労働組合大阪府本部
同補助参加人	全日本建設交運一般労働組合建設一般合同支部
相手方	株式会社 INAX メンテナンス